

# 指定障害福祉サービス事業者等 に対する指導監査について

青森市福祉部指導監査課

令和4年3月18日

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

※表紙スライドにはノート未記入

- 1 指導監査について
- 2 令和3年度実地指導結果
- 3 主な指摘事項
- 4 その他

○本資料における説明内容は以下のとおりである。

○「1 指導監査について」では、指導監査の制度の概要についてご説明。

○「2 令和3年度実地指導結果」では、今年度を実施した実地指導の結果の概要についてご説明。

○「3 主な指摘事項」では、今年度を実施した実地指導において指摘することが多かった事項についてご説明。

○「4 その他」では、他都市の行政処分事例や遵守すべき法令等の名称、本市における事業別参考データをご紹介します。

# 1 指導監査について ① 指導と監査

## 指導 → 障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2

- ・ 指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について **周知徹底**を図ることを目的とする。
- ・ その手法として、事業所において行う **実地指導**と講習等により行う **集団指導**がある。
- ・ 実地指導は **概ね3年に1度の頻度**で実施する。但し、**運営等に重大な問題**があると認められる場合は、**毎年実施**する等して、指導の重点化を図る。

## 監査 → 障害者総合支援法第48条、第51条の27 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34

- ・ **指定基準違反等（下記参照）**が疑われる場合に、**事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとる**ことを目的とする。

### 指定基準違反等が疑われる場合とは

- ・ 事業者のサービス等の内容等について、**行政上の措置（次頁参照）**に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

2

○指導監査の制度について概要の説明である。

○指定障害福祉サービス事業者等への指導監査については、「指導」と「監査」の大きく2つに分かれる。いずれも障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、児童福祉法に基づくものとなっている。

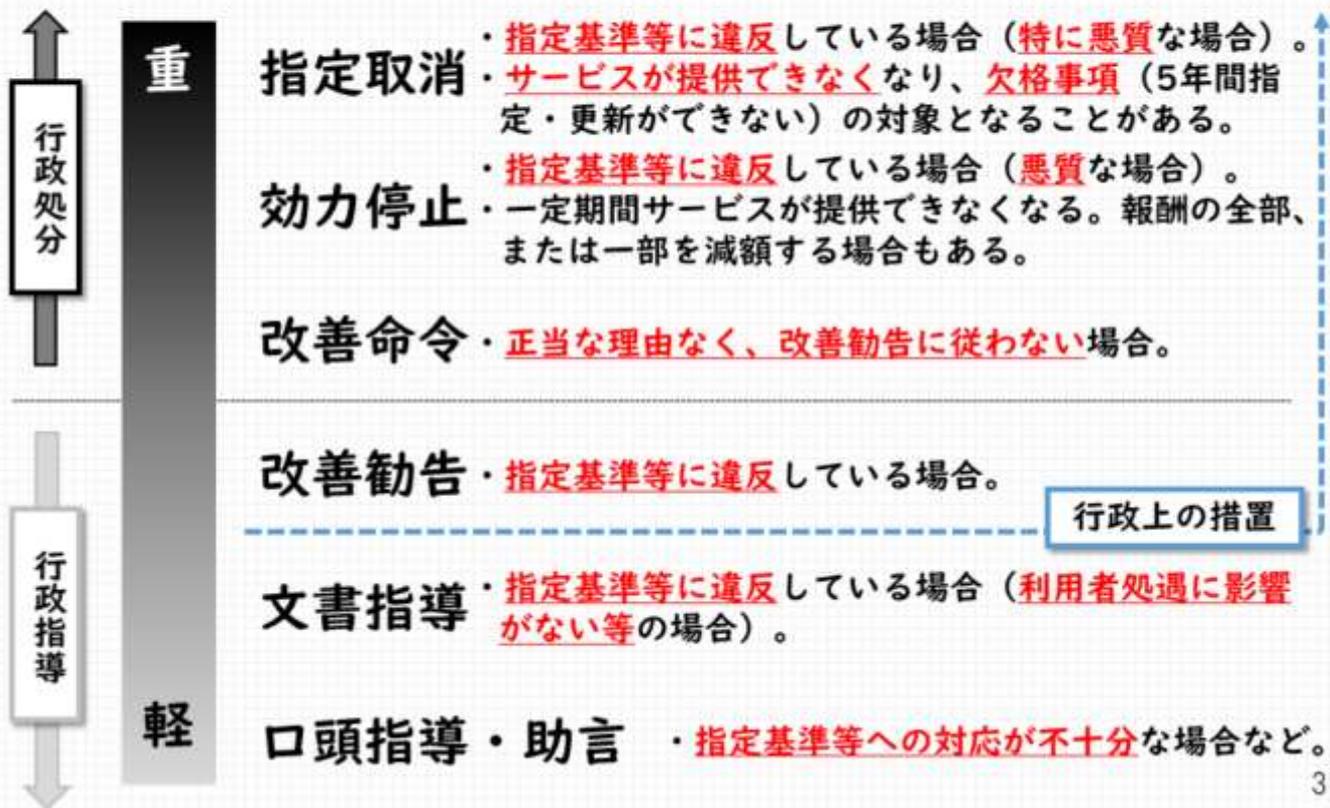
○「指導」は、指定基準に定めるサービス等の取扱い、給付費の請求等について周知徹底を図ることを目的に実施している。その手法として、事業所において行う「実地指導」と講習等により行う「集団指導」があり、「実地指導」は概ね3年に1度の頻度で実施している。但し、運営等に重大な問題があると認められる場合は、毎年実施する等して、指導の重点化を図っている。

○「監査」は、指定基準違反等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施している。なお、ここでいう「指定基準違反等が疑われる場合」とは、

- ・ 行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
  - ・ 給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合
- を指している。

※「行政上の措置」については、次頁において解説。

# 1 指導監査について ② 行政上の措置



○実地指導や監査の結果、指定基準等に違反している場合や、指定基準等への対応が不十分な場合、下記の行政処分や行政指導が行われる。

○行政処分は、重い方から順に  
・ 指定取消 ・ 効力停止 ・ 改善命令  
の3種類である。

○「指定取消」と「効力停止」は指定基準等の違反が悪質な場合に行われ、「指定取消」の場合、サービスが提供できなくなるのに加え、組織的な関与が認められた場合などは、事業者及びその役員について5年間指定又は更新ができない「欠格事項」の該当となる場合がある。「効力停止」は、一定期間指定の効力の全部又は一部を停止するもので、その停止の範囲は、利用者の受け入れのほか報酬請求も含まれる。「改善命令」は、下記の「改善勧告」について正当な理由なく従わない場合に行われ、併せてその旨が公表される。

○行政指導は、重い方から順に  
・ 改善勧告 ・ 文書指導 ・ 口頭指導 ・ 助言  
の4種類である。

○「改善勧告」は、指定基準等に違反しているものの悪質ではなく、かつ「文書指導」以下の対象に収まらない場合に行われる。「文書指導」は指定基準等の違反のうち、利用者の処遇に影響がない等の場合に行われる。「口頭指導」と「助言」は、指定基準等の違反とまでは言えないものの、その対応が不十分な場合などに行われる。

○なお、前頁の「行政上の措置」とは、行政処分及び行政指導のうち改善勧告を指す。

# 1 指導監査について ③ 遵守すべき法令等

## ○指定基準（個々の名称についてはP30参照）

- ・指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたもの。
- ・違反した場合は、**行政処分・指導の対象**となったり、**報酬が減額**される場合がある。

## ○報酬告示（個々の名称についてはP30参照）

- ・指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもの。
- ・本告示に定められた**要件を満たさず**に請求した場合、**返還対象**となる。
- ・留意事項通知やQ&Aも参照すること。

## ○その他通知等（一部を例示）

- ・会計の区分（全事業）：介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・非常災害（日中活動系、居住系事業）：障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）
- ・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号）
- ・就労会計（生産活動を行う事業）：就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・虐待防止（全事業）：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和2年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）

4

○各事業者においては、障害者総合支援法、児童福祉法といった基本的な法令を遵守することのほか、指定事業を行うに当たっては「指定基準」と「報酬告示」を遵守することが重要になる。

○「指定基準」は、指定事業を実施するために必要な「人員」「設備」「運営」等に係る基準を定めたものであり、本基準に違反した場合は、前頁のとおり行政処分・行政指導の対象となったり、報酬が減額される場合がある。

○「報酬告示」は、指定事業を実施した際に請求できる給付費の額を定めたもので、本告示に定められた要件を満たさずに請求した場合、返還対象となるので、よく注意すること。請求の際は、本告示の留意事項通知やQ&Aも参照すること。

○「その他通知等」について、重要な通知はいくつもある中で、ここに一部を例示している。関連事業を実施している際は必ず関係する通知の内容を確認すること。

※各事業に関する指定基準、報酬告示については、P30に名称を掲載。

## 2 令和3年度実地指導結果 ① 実施事業所数等

比較的指摘事項が多い

返還は日中活動系、居住系が多い

	対象事業所	実施事業所		文書指導あり		報酬返還あり	
		数	実施率	数	指摘率	数	返還率
訪問系サービス事業所	191	50	26.2	24	48.0	6	25.0
日中活動系サービス事業所	142	57	40.1	16	28.1	9	56.3
居住系サービス事業所	47	15	31.9	2	13.3	1	50.0
相談支援事業所	90	51	56.7	22	43.1	4	18.2
障害児通所支援事業所	77	14	18.2	1	7.1	0	0.0
計	547	187	34.2	65	34.8	20	30.8

全事業所の約1/3に  
実地指導を実施

実施事業所の約1/3に文書による  
改善報告を求めている

改善報告を求めた事業所の  
約1/3で報酬返還が生じている

※令和4年1月実施分まで、以下同じ

5

○今年度実施した実地指導の結果について概要の説明である。

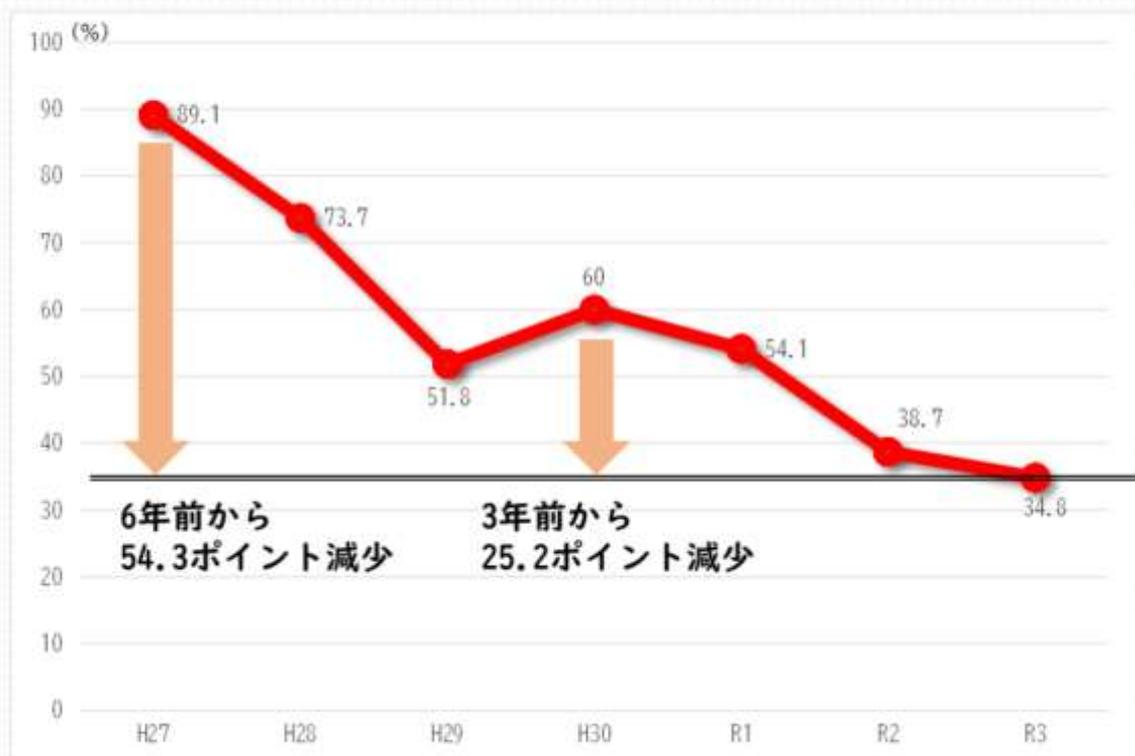
○今年度は、青森市が指定を行っている547事業所の34.2%にあたる187事業所において実地指導を実施した（令和4年1月実施分まで、以下同じ）。

○このうち、34.8%にあたる65事業所において、文書による改善報告を求める指導（文書指導）を行っている。事業種別ごとに見ると、訪問系サービス事業所や相談支援事業所において文書指導を行っているケースが多い。

○文書指導を行った事業所の30.8%にあたる13事業所においては、報酬返還が生じている。事業種別ごとに見ると、日中活動系サービス事業所や居住系サービス事業所において多くなっている。

※各事業ごとの内訳はP31に掲載。

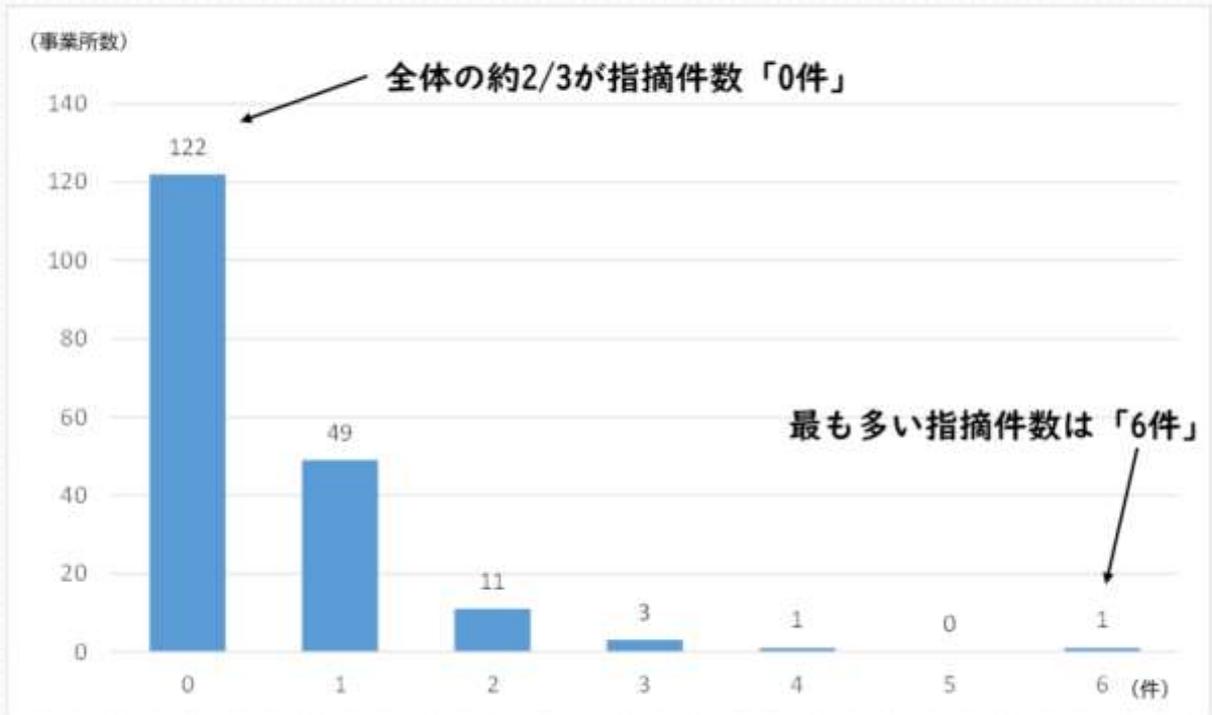
## 2 令和3年度実地指導結果 ② 指摘率の推移



○指摘率（実地指導を行った事業所のうち、文書による改善報告を求めた事業所の割合）は減少傾向にあり、令和3年度は34.8%と過去最低値。

○ほとんどの事業所で3年に1回実地指導を実施（障害者支援施設は2年に1回実施）しているため、3年前（前回）、6年前（前々回）と比べると、3年前からは25.2ポイント、6年前からは54.3ポイント減少している。

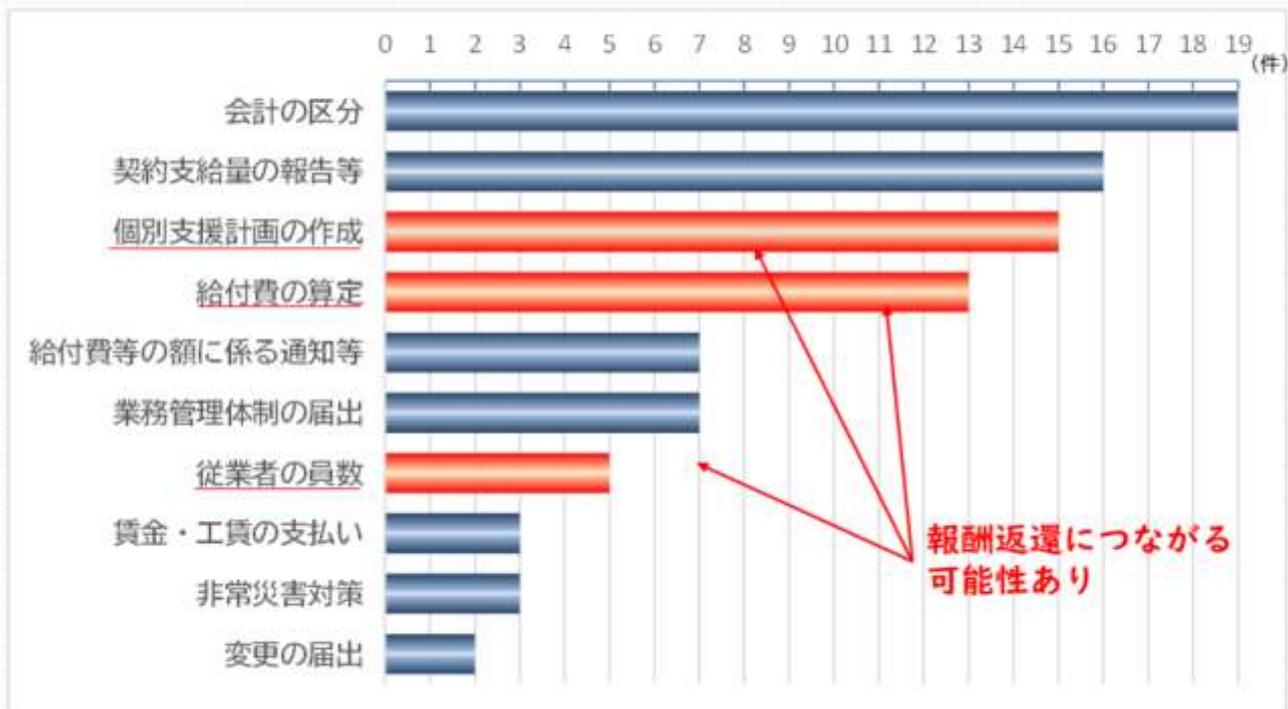
## 2 令和3年度実地指導結果 ③ 指摘件数別事業所数



○指摘件数では、全体の約2/3にあたる122事業所で0件となっており、半数を超える事業所において適正な事業運営を行っていることが確認された。

○以下、指摘件数が増えるごとに割合が低くなっており、今年度最も指摘件数の多い事業所は、6件（1事業所）となっている。

### 3 主な指摘事項 ① 指摘事項別件数



○今年度実施した実地指導において指摘することが多かった事項に関する説明である。

○指摘事項別に件数を見ると、「会計の区分」が最も多くなっている。次いで「契約支給量の報告等」、「個別支援計画の作成」、「給付費の算定」、「給付費等の額に係る通知等」が多くなっており、指摘が多い事項の傾向は例年と変わらない。

○これらの指摘事項のうち、下線を引いた「個別支援計画の作成」、「給付費の算定」、「従業員の員数」については、報酬返還を伴うこともあるため、特に注意していただきたい。

○次頁以降で、個々の指摘事項の内容について見ていく。

### 3 主な指摘事項 ② 会計の区分

#### 現状及び問題点

- × 事業の会計が他事業の会計と区分されていない。
- △ 事業の会計について、収入は他の事業の会計と区分しているが、支出は区分されていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 会計の処理に当たっては、他事業の会計と区分し、事業ごとに収支を明らかにすること。

#### Caution!

- ・訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護など）、日中活動系サービスや障害児通所支援の多機能型事業所（生活介護、就労継続支援など）、障害者支援施設（施設入所支援、生活介護など）、相談支援事業所（地域移行支援、計画相談支援など）について、それぞれの指定サービスごとに会計（収支とも）を区分する必要があります。
- ・会計の区分については、別資料（資料4）において、別途説明します。

#### 対象事業

・療養介護、医療型児童発達支援以外の事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第43条  
・指定施設条例第67条  
・指定一般相談省令第37条  
・指定計画相談省令第29条  
・指定障害児相談省令第29条  
・指定通所支援条例第55条  
・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

※法的根拠の略称はP30参照



○「会計の区分」についてである。

○療養介護と医療型児童発達支援を除く全ての事業について、他事業と会計を区分することが求められている。訪問系サービスや多機能型事業所など複数の事業を一体として実施している場合も例外ではなく、明確に分離できない経費などは按分することとなる。

○会計の区分についての詳しい取り扱いについては、本集団指導の資料4「会計を区分する際の考え方等の概要について」で改めて説明する。

### 3 主な指摘事項 ③ 契約支給量(契約内容)の報告等

#### 現状及び問題点

- × サービス利用に係る契約の際(変更・終了含む)、受給者証記載事項を支給決定市町村に対し報告していない。

#### 是正改善・指摘事項

- サービス利用に係る契約(変更・終了含む)をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を、遅滞なく支給決定市町村へ報告すること。

#### Caution!

- ・具体的には、契約内容報告書(様式有)に受給者証に記載した契約支給量等を転記し、支給決定市町村へ提出します。
- ・介護保険サービスにはない制度ですので混同せず、特に訪問系サービス事業所は漏れのないように注意してください。

#### 対象事業

・短期入所以外の事業

#### 法的根拠

・指定サービス条例第12条、第55条、第199条  
・指定施設条例第19条  
・指定一般相談省令第6条  
・指定計画相談省令第6条  
・指定障害児相談省令第6条  
・指定通所支援条例第15条



○「契約支給量(契約内容)の報告等」についてである。

○サービスの新規利用や変更、終了といった契約の動きがあった際に、受給者証記載事項を支給決定市町村に報告していない事業所が散見された。

○サービス利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を、遅滞なく支給決定市町村へ報告することが必要となる。具体的には、契約内容報告書に受給者証に記載した契約支給量を転記し、支給決定市町村へ提出すること。

### 3 主な指摘事項 ④ 個別支援計画の作成(1)

#### 現状及び問題点

- × **個別支援計画を作成せずに**サービス提供を行っている期間がある。

#### 是正改善・指摘事項

- サービス管理責任者（サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者）は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針等を記載した**個別支援計画を作成し**、事業者は、**当該計画に基づき、利用者に対してサービスを提供すること。**

#### Caution!

- ・ 指定サービスは、個別支援計画に基づいて行います。
- ・ **作成していない場合は、減算（日中活動系、居住系、障害児通所）又は報酬返還（訪問系）となる場合があります。**

#### 対象事業

- ・ 訪問系サービス
- ・ 日中活動系サービス（短期入所除く）
- ・ 居住系サービス
- ・ 障害児通所支援

#### 法的根拠

- ・ 指定サービス条例第28条、第61条、第122条
- ・ 指定施設条例第34条
- ・ 指定通所支援条例第29条
- ・ 報酬告示



○「個別支援計画の作成」についてである。

○個別支援計画を作成せずにサービスを提供している事業所が散見された。

○個別支援計画はサービス提供の根拠となるもので、サービス提供前に作成することが必要となる。作成していない場合は給付費の減算又は全額返還となる場合があるので、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ④ 個別支援計画の作成(2)

#### 現状及び問題点

- × 個別支援計画の作成に当たり、**アセスメントを行っていない**。
- × **個別支援計画の作成に係る会議**（当該事業所において当該利用者に対してサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議）が**開催されていない**。

#### 対象事業

- ・日中活動系サービス（短期入所除く）
- ・居住系サービス
- ・障害児通所支援

#### 法的根拠

- ・指定サービス条例第61条、第122条
- ・指定施設条例第34条
- ・指定通所支援条例第29条
- ・報酬告示

#### 是正改善・指摘事項

- サービス管理責任者は、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにしたうえで（**アセスメント**）、これに基づき計画を作成すること。
- サービス管理責任者は、**個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画原案の内容について意見を求める**こと。

#### Caution

- ・指定基準に規定されている手続は、適切に行いましょう。



○個別支援計画の作成に当たり、一部のプロセスが実施されていないケースも見られた。

○個別支援計画の作成前に行う「アセスメント」や、作成過程において実施する「個別支援計画の作成に係る会議」など、指定基準に規定されている手続は個別支援計画作成に当たって重要なプロセスであるので、時期・内容等その実施に当たっては適切に行うこと。

### 3 主な指摘事項 ④ 個別支援計画の作成(3)

#### 現状及び問題点

- × 個別支援計画の実施状況の把握（**モニタリング**）が**行われていない**ため、当該計画の見直しが6か月に一回以上の頻度で行われていない。

#### 是正改善・指摘事項

- サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、**モニタリングを行う**とともに、少なくとも6か月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、**必要に応じて個別支援計画の変更を行う**こと。

#### Caution

- ・ 事業によっては、3か月ごとにモニタリングの実施が必要な場合があります。
- ・ 利用者への面接や記録の作成が必須です。
- ・ **モニタリングを定められた頻度で行っていない場合は、計画未作成と同様と見なされます（減算適用対象）。**

#### 対象事業

- ・ 日中活動系サービス（短期入所除く）
- ・ 居住系サービス
- ・ 障害児通所支援

#### 法的根拠

- ・ 指定サービス条例第61条、第122条
- ・ 指定施設条例第34条
- ・ 指定通所支援条例第29条
- ・ 報酬告示



○個別支援計画のモニタリングが行われていないケースも見られた。

○モニタリングも個別支援計画の変更・更新に当たって重要なプロセスであるので、確実に実施すること。なお、モニタリングの実施に当たっては、利用者への面接や記録の作成が必須となる。

○定められた頻度でモニタリングを実施していない場合は、計画を作成していないのと同様と見なされ、個別支援計画未作成減算の対象となるので注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(1)

#### 現状及び問題点

- × 就労継続支援A型サービス費（I）を算定しているが、当該サービス費の区分の決定に必要な評価点の算出に当たり、「多様な働き方」の一部の項目について就業規程等に定めていないにも関わらず、定めているとして算出している。

#### 是正改善・指摘事項

- 当該評価点に係る評価項目のうち「多様な働き方」の評価に当たっては、毎年度4月1日時点の就業規則等の規定内容により評価すること。

#### Caution!

- ・ 評価点の算出に当たっては、実績を確実に確認してください。
- ・ 要件を満たしていない場合は、過去にさかのぼって、過誤調整していただくこととなります（給付費関係につき以降同じ）。

#### 対象事業

・ 就労継続支援A型

#### 法的根拠

・ 指定サービス条例第185条の3  
・ 報酬告示  
・ 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示88号）



○「給付費の算定」についてである。

○就労継続支援A型について、令和3年度から、厚生労働大臣が定める項目について自己評価を行い、その評価点が基本報酬の額に反映されることとなったが、この評価点の算出の根拠となる実績の把握が正確に行われていないケースが見られた。

○正しい実績に基づいて評価し直した結果、年度当初にさかのぼって報酬返還となることもあるので、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(2)

#### 現状及び問題点

- × 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定しているが、当該サービス費の区分の決定に必要な**前年度の平均工賃月額を算出していない。**

#### 是正改善・指摘事項

- 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）は、事業所の利用定員及び**前年度の平均工賃月額に応じた区分単位数を算定**すること。

#### Caution!

- ・就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、**前年度の平均工賃月額が正しいかどうか、確実に確認**してください。
- ・前年度の平均工賃月額は、県への報告や利用者への通知が必要となるので、ご注意ください（P25参照）。
- ・当該サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定に当たっては、工賃向上計画の作成が必要となります。

#### 対象事業

・就労継続支援B型

#### 法的根拠

・報酬告示  
・就労系事業全般：就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日障発第0402001号）



○就労継続支援B型において、前年度の平均工賃を算出していないケースが見られた。

○就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、前年度の平均工賃により給付費の額が決定されるため、その数字の把握が必要となるが、当該サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定しない場合（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合）においても、事業所の収支把握のために当然にして把握しておく必要がある。

○また、当該サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画の作成も必須となるので、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(3)

#### 現状及び問題点

- × モニタリングを実施した結果、サービス等利用計画（障害児利用支援計画）の更新を行った場合の給付費の請求について、本来はサービス利用支援費のみを算定すべきところ、継続サービス利用支援費とサービス利用支援費の両方を算定している。

#### 是正改善・指摘事項

- モニタリングを実施した結果、サービス等利用計画の更新や変更を行った場合の給付費については、サービス利用支援費のみを算定すること。

#### Caution!

- ・サービス等利用計画の変更・更新の直前に行うモニタリングについては、変更・更新後の計画のアセスメントの一部に相当するという考え方になります。
- ・請求に当たっては、全体の流れを把握した上で、実施日等の実績確認を忘れないようにしてください。

対象事業

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

法的根拠

- ・報酬告示



○計画相談支援及び障害児相談支援において、継続サービス利用支援費を算定できない月に算定していたケースが見られた。

○サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を変更・更新する場合については、その変更・更新の際に必要なアセスメントのプロセスを直前のモニタリング（継続サービス利用支援）において行っているという趣旨になるので、継続サービス利用支援費については請求でせず、サービス利用支援費のみ請求できるルールとなっている（月をまたいだ場合も同様）。

○単にモニタリングを行ったために請求するというのではなく、全体の流れを把握した上で、正しい実績に基づいて請求すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(4)

#### 現状及び問題点

- × 特定事業所加算を算定しているが、**一部の要件を満たしていない。**
- ※一部の要件：全ての居宅介護従業者への研修計画の作成や健康診断の実施

対象事業

・訪問系サービス

法的根拠

・報酬告示

#### 是正改善・指摘事項

- 特定事業所加算を算定する場合は、告示及び通知に定める**要件を確実に満たす**こと。

#### Caution!

- ・ **一部の従業者**に係る研修計画の作成や健康診断の実施が**漏れているケース**が散見されます。
- ・ 申請時に満たしていても、年度が改まり要件を満たせていないケースも見られます。**今一度要件を満たしているか確認**してください。



○訪問系サービスにおいて、「特定事業所加算」の要件を満たしていないにもかかわらず、加算を請求しているケースが見られた。

○特に多かったのが、全従業者に対して毎年度求められる「研修計画の作成」や「健康診断の実施」について、一部の従業者の分が漏れているといったケース。

○加算を申請した年度は要件を満たせていても、年度が改まった際にその確認を行わなかった結果、要件を満たせていなかったということもあるため、今一度要件を満たしているかどうか確認すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(6)

#### 現状及び問題点

- × 利用予定日の **3営業日以前に欠席の連絡**があったものについて、欠席時対応加算を算定している。

#### 是正改善・指摘事項

- 欠席時対応加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止する日の **前々日、前日又は当日（利用予定日前2営業日以降）**に中止の連絡があった際に、利用者の状況の確認、相談援助を行い、**当該内容を記録**すること。

#### Caution!

- ・ **記録が保存されていない場合は、加算は算定できません。**
- ・ 記録の内容も、要件を満たしたものとなっているかどうか、確認してください。

#### 対象事業

- ・ 日中活動系サービス（療養介護、短期入所、就労定着支援を除く）
- ・ 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

#### 法的根拠

- ・ 報酬告示



○日中活動系サービスや障害児通所支援の一部のサービスで算定可能な「欠席時対応加算」について、要件を満たさず算定をしていたケースが見られた。

○欠席時対応加算は、急病等により事業所の利用予定日前2営業日以降に利用中止の連絡があった場合に算定できるが、その前に連絡があった場合は算定できない。また、記録の作成も必須となるので、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(7)

#### 現状及び問題点

- × 送迎加算（Ⅰ）を算定しているが、1回の送迎につき、**平均10人以上の利用者が利用していない期間があり**、算定要件を満たしていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 送迎加算（Ⅰ）は、1回の送迎につき、平均10人以上の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定できる加算であることから、**いずれか一方でも要件に適合しない場合は算定しないこと。**

#### Caution!

- ・ **加算の実績管理は、毎月確実に行ってください。**
- ・ 上記要件の両方を満たしていない場合でも、どちらか片方を満たしている場合は、送迎加算（Ⅱ）の算定ができます。

#### 対象事業

- ・ 日中活動系サービス（療養介護、就労定着支援を除く）
- ・ 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

#### 法的根拠

- ・ 報酬告示



○日中活動系サービスや障害児通所支援の一部のサービスで算定可能な「送迎加算」について、要件を満たさず算定をしていたケースが見られた。

- 送迎加算の中でも単価が高い送迎加算（Ⅰ）については、
  - ・ 1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用（往・復で別カウント）
  - ・ 週3回以上の送迎（日単位）

の2つの要件のいずれも月ごとに満たすことが必要であるが、月ごとの利用者数の確認を行わず、結果として人数要件を満たしていなかった。

○本加算に限らず、加算を算定する場合は実績管理を確実に行うこと。

○なお、上記要件の片方のみを満たしている場合は、単価が低い送迎加算（Ⅱ）の算定が可能となるので、障がい者支援課の指定担当に相談すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(8)

#### 現状及び問題点

- × サービス担当者会議実施加算を算定しているが、当該サービス担当者会議の**記録を作成していない**。

#### 是正改善・指摘事項

- サービス担当者会議実施加算の算定に当たっては、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する**記録を作成すること**。

#### Caution!

- ・記録は独自様式（又は既存の書類への追記）で構いませんが、**必要な事項は網羅**してください。
- ・当該加算の他、初回加算（重ねて算定する場合）、集中支援加算、居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、医療・保育・教育連携加算、地域体制強化共同支援加算、サービス提供時モニタリング加算の算定の際には、記録の作成が必要となります。

#### 対象事業

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

#### 法的根拠

- ・報酬告示



○計画相談支援及び障害児相談支援において、モニタリング時にサービス担当者会議を開催した際に算定できる「サービス担当者会議実施加算」の要件を満たしていないケースが見られた。

○サービス担当者会議実施加算の算定に当たっては、当該会議を実施するだけでなく、報酬告示に規定されている内容の記録が必要となる。記録の作成に当たっては、様式は任意だが、報酬告示に定められている事項は網羅すること。

○また、当該加算の他にも、記録の作成が要件となっている加算が多数ある。記録すべき内容はそれぞれの加算により異なるので注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑤ 給付費の算定(8)

#### 現状及び問題点

- × 精神障害者支援体制加算を算定しているが、当該加算の要件となる**研修を受講した相談支援専門員が在籍していない期間がある。**

#### 是正改善・指摘事項

- 精神障害者支援体制加算の算定に当たっては、相談支援専門員の地域生活支援事業として行われる**研修**（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はそれに準ずる研修の課程を**修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置**すること。

#### Caution!

- ・研修修了者を配置している旨を**公表する必要があります**。また、対象となる障害特性に対応できないことを理由としてサービス提供を拒むことができません。
- ・当該加算の他、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算についても同様の考え方となります。

#### 対象事業

- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

#### 法的根拠

- ・報酬告示



○計画相談支援及び障害児相談支援において、精神障害者支援体制加算の算定要件となる研修を受講した相談支援専門員の配置が、一時的に行われていなかったケースが見られた。

○精神障害者支援体制加算の算定に当たっては、当該加算の要件となる研修を修了した相談支援専門員が確実に配置されていることを確認すること。

○なお、研修修了者を配置するだけでなく、その旨を公表する必要があること、対象となる障害特性に対応できないことを理由としてサービス提供を拒むことができないことに注意すること。

○なお、当該加算の他にも、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制においても同様の考え方となる。

### 3 主な指摘事項 ⑥ 給付費等の額に係る通知等

#### 現状及び問題点

- × 法定代理受領により市区町村から支給された給付費の額を利用者に通知していない。

#### 是正改善・指摘事項

- 法定代理受領により市区町村から給付費の支給を受けた場合には、利用者等に対し、当該利用者に係る給付費の額を通知すること。

#### Caution!

- ・ 介護保険サービスにはない制度ですので混同せず、特に訪問サービス事業所は漏れのないように注意してください。
- ・ 給付費の受領前に通知しているケースも見られますが、受領後に通知してください。

#### 対象事業

・ 全事業

#### 法的根拠

・ 指定サービス条例第25条、第59条  
・ 指定施設条例第32条  
・ 指定一般相談省令第18条  
・ 指定計画相談省令第14条  
・ 指定障害児相談省令第14条  
・ 指定通所支援条例第27条



○「給付費等の額に係る通知等」についてである。

○法定代理受領により市区町村から支給された給付費の額を利用者に通知していないケースが見られた。

○法定代理受領により給付費の支給を受けた場合には、利用者等に対し、給付費の額の通知が必要となる。特に訪問サービス事業所においては、介護保険サービスにない制度であることから混同し、通知が漏れていることが多いため、注意すること。

○また、一部事業所において、給付費の受領前に通知しているケースが見られるが、受領後に通知すること。

### 3 主な指摘事項 ⑦ 業務管理体制の届出

#### 現状及び問題点

- × 業務管理体制の整備に係る法令遵守責任者を変更したが、**変更届を提出していない。**

#### 是正改善・指摘事項

- 法令遵守責任者が変わった場合には、**速やかに業務管理体制の変更について所管庁に届出を行うこと。**

#### Caution!

- ・届出は、法律の条文ごとに行います。  
(区分) ・障害福祉サービス(障害者支援施設含む)
  - ・相談支援(一般相談、計画相談)
  - ・障害児相談支援
  - ・障害児通所支援
- ・届出先は、上記法律の条文ごとに、事業者がどの地域で事業所等の指定を受けているかによって変わります。  
※例：障害福祉サービスの場合
  - ・複数の都道府県 ⇒ 厚生労働省
  - ・県内の複数市町村 ⇒ 青森県
  - ・青森市内のみ ⇒ 青森市

#### 対象事業

・全事業

#### 法的根拠

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2、第51条の31  
・児童福祉法第21条の5の26、第24条の38



○「業務管理体制の届出」についてである。

○業務管理体制の届出事項のうち、退職や人事異動などで法令遵守責任者が変わったが、その変更の届出がされていないケースが見られた。

○法令遵守責任者の変更など、届出が必要な事項が変わった際は、速やかに所管庁へ変更を行うこと。

○なお、所管庁については、事業者がどの地域で事業所等の指定を受けているかにより、青森市ではなく厚生労働省や青森県になる場合もあるので、届出の際には確認すること。また、届出は根拠法令の条文ごとに行う必要があるため、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑧ 従業者の員数

#### 現状及び問題点

- × 当該事業所の事業及び同一法人の別事業所の事業の複数の事業に従事する従業者（兼務が認められている従業者は除く）について、**それぞれの事業での勤務時間が管理されていない。**

#### 是正改善・指摘事項

- **指定事業ごとに必要な人員が確保されていることがわかるよう、勤務実績を管理すること。**

#### Caution!

- ・ **多機能型事業所においても、兼務が認められない職員については、事業ごとでの勤務実績の管理が必要**となります。  
※訪問系サービスにおいては、一体的に運営する訪問系サービス内の利用者数の合計等に応じて配置できます。  
※障害児通所支援においては、「合わせて定員〇名」としている場合は、その事業の利用者数の合計に応じて配置できます。

#### 対象事業 法的根拠

- ・ 全事業
- ・ 指定サービス条例第7条、第52条、第81条、第101条、第115条、第144条、第155条、第165条、第175条、第195条の3、第195条の4、第197条、第202条の4、第202条の14、第203条
- ・ 指定施設条例第6条～第11条
- ・ 指定一般相談省令第3条
- ・ 指定計画相談省令第3条
- ・ 指定障害児相談省令第3条
- ・ 指定通所支援条例第7条、第8条、第69条、第80条、第92条、第100条、第104条



○「従業者の員数」についてである。

○日中サービス系事業所の多機能型事業所や複数の事業を実施する事業者において、兼務ができない職種の従業者につき事業ごとの勤務実績が把握されていないケースが見られた。

○多機能型事業所においても、常勤換算については各々の事業において満たす必要があり、実績管理は各々の事業で必要となるので、人員配置の段階で各事業への割り振りについて決定しておくこと。

○なお、訪問系サービスでは、サービス提供責任者は一体的に運営する訪問系サービス内の利用者数の合計等に応じて配置（例えば、居宅介護30名、同行援護10名の場合、利用者40人とみなして必要数を配置）でき、従業者の常勤換算は訪問系サービスに従事した合計で2.5を満たせていればよい。

○また、障害児通所支援では、「合わせて定員〇名」としている場合は、その事業の利用者数の合計に応じて配置（例えば、児童発達支援と放課後等デイサービスで合わせて定員10名としている場合は、両事業のその日の利用者数の合計に応じて必要数を配置）できる。

### 3 主な指摘事項 ⑨ 賃金・工賃の支払い(1)

#### 現状及び問題点

- × **工賃の目標水準**及び前年度利用者に対し支払われた**工賃の平均額**について、**利用者へ通知を行っていない**。
- △ 利用者へ通知すべき**工賃の目標水準が、前年度のもの**になっている。

対象事業

・就労継続支援B型

法的根拠

・指定サービス条例第190条

#### 是正改善・指摘事項

- 工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度利用者に対し支払われた工賃の平均額を**利用者へ通知**すること。

#### Caution!

- ・工賃の目標水準及び前年度の平均工賃については、毎年度県へ報告していると思いますが、**利用者にも通知**してください。
- ・工賃の目標水準は、前年度ではなく、当該年度のものをご通知してください。



○「賃金・工賃の支払い」についてである。

○就労継続支援B型において、毎年度利用者に対して「当該年度の目標工賃」と「前年度の平均工賃」の2つを通知する必要があるが、通知していなかったケースや、通知していても片方だけであったケースが見られた。

○当該目標工賃と平均工賃については、毎年度青森県に報告していると思うが、利用者への通知も必要なので注意すること。

○また、目標工賃について前年度の額を通知している例が見られるが、通知が必要なのは当該年度の目標工賃であるので、注意すること。

### 3 主な指摘事項 ⑨ 賃金・工賃の支払い(2)

#### 現状及び問題点

- × 生産活動に係る事業の収支が明らかになっていないため、利用者に支払う賃金・工賃が、当該事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっているかどうか明らかになっていない。

#### 是正改善・指摘事項

- 生産活動に係る事業の収支（就労支援事業会計）を明らかにし、利用者に支払う賃金・工賃は、当該事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。

#### Caution!

- ・ 就労支援事業会計と給付費に係る会計は区分する必要があります。
- ・ 就労支援事業会計については、別資料（資料4）において、別途説明します。

#### 対象事業

- ・ 生活介護
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援A型
- ・ 就労継続支援B型

#### 法的根拠

- ・ 指定サービス条例第28条、第181条、第190条
- ・ 指定施設条例第40条
- ・ 就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて（平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局長通知）



○生産活動に係る事業においては、就労支援事業会計が作成されていないため、適正に運営されているかどうか確認できないケースが見られた。

○就労支援事業会計の作成は、就労移行支援及び就労継続支援（A型、B型）においては必須で、生活介護において生産活動を行う場合は任意となる。詳しくは、国通知「就労支援等の事業に関する会計処理の取り扱いについて」を確認すること。

○就労支援事業会計についての詳しい取り扱いについては、本集団指導の資料4「会計を区分する際の考え方等の概要について」

### 3 主な指摘事項 ⑩ 非常災害対策

#### 現状及び問題点

- × 避難訓練を実施していない。
- △ 水害・土砂災害に対応した非常災害対策計画に基づいた避難訓練を実施していない。

#### 対象事業

- ・日中活動系サービス
- ・居住系サービス
- ・障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援除く）

#### 法的根拠

- ・指定サービス条例第73条
- ・指定施設条例第8条
- ・指定通所支援条例第42条
- ・障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0907第1号）

#### 是正改善・指摘事項

- 非常災害対策計画に基づく避難訓練（水害・土砂災害も含む）を実施すること。また、避難訓練を実施した場合には、当該計画の内容を検証し、計画の見直しを行うこと。

#### Caution!

- ・火災・地震を想定した避難訓練のみを行っている事業所等が多いです。
- ・必要に応じて、利用者の参加や地域住民と共同で行うなど工夫してください。



○「非常災害対策」についてである。

○避難訓練を実施していないケースや、火災・地震といった限られた災害のみを想定して実施しているケースが見られた。

○避難訓練の実施に当たっては、水害・土砂災害などの広範な災害に留意するとともに、避難訓練の実施後はその基となる非常災害対策計画の見直しを行うこと。

○また、必要に応じて、利用者の参加や地域住民と共同で行うなど、その実施方法を工夫すること。

## 4 その他 ① 他都市における行政処分事例(1)

### 事例1：A県の事例

指定取消

○事業種別 就労継続支援B型

○処分事由

- ・人格尊重義務違反：工賃が支払われていなかった。
- ・人員基準違反：サービス管理責任者を適正に配置していなかった。
- ・運営基準違反：個別支援計画が未作成であった。
- ・設備基準違反：物件の所有者との契約は解除され、指定申請時に届け出があった建物では、事業の運営はできなくなっていた。
- ・帳簿提出の拒否：県が命じた帳簿類の提出について、監査時点で当該事業者が契約している利用者情報についてのみ提出されたが、それ以外の帳簿類については提出されなかった。
- ・監査の妨害・忌避：調査のため当該事業者代表に対して、連日にわたって架電により連絡を試みたが、これに応じず、事業所の運営実態を不明な状態にし、監査の妨害・忌避があった。
- ・指定時の虚偽申請：指定申請時に事業者から提出された建物賃貸借契約書が事実と異なる虚偽であった。

28

○「その他」として関連事項についての説明である。

○青森市では、近年において行政処分となる事例は生じていないが、他都市において次のような事例が生じている。

○一つ目は、A県の就労継続支援B型事業所の事例で、指定取消となっている。

○複数の処分事由が重なったものとなっており、その内容を列挙すると、

- ・人格尊重義務違反：工賃が支払われていなかった。
- ・人員基準違反：サービス管理責任者を適正に配置していなかった。
- ・運営基準違反：個別支援計画が未作成であった。
- ・設備基準違反：物件の所有者との契約は解除され、指定申請時に届け出があった建物では、事業の運営はできなくなっていた。
- ・帳簿提出の拒否：県が命じた帳簿類の提出について、監査時点で当該事業者が契約している利用者情報についてのみ提出されたが、それ以外の帳簿類については提出されなかった。
- ・監査の妨害・忌避：調査のため当該事業者代表に対して、連日にわたって架電により連絡を試みたが、これに応じず、事業所の運営実態を不明な状態にし、監査の妨害・忌避があった。
- ・指定時の虚偽申請：指定申請時に事業者から提出された建物賃貸借契約書が事実と異なる虚偽であった。

というもの。

## 4 その他 ① 他都市における行政処分事例(2)

### 事例2：B県の事例

指定取消

○事業種別 放課後等デイサービス

○処分事由

- ・不正の手段による指定：指定申請時に人員配置基準を満たすため、虚偽の児童指導員の要件確認書類を提出して、不正に指定を受けた。
- ・不正請求：虚偽の児童指導員の要件確認書類を提出し、また勤務予定のない者を虚偽の要件確認書類をもって児童指導員として届け出て、不正に障害児通所給付費の請求を行った。
- ・虚偽の答弁：特別監査時や事情聴取時において、児童指導員の実務経験証明書の入手経過について自法人で偽造したにもかかわらず、別法人が作成したものとして事実と異なる答弁を行った。

29

○行政処分事例の二つ目は、B県の放課後等デイサービス事業所の事例で、これも指定取消となっている。

○処分事由の内容を列举すると、

- ・不正の手段による指定：指定申請時に人員配置基準を満たすため、虚偽の児童指導員の要件確認書類を提出して、不正に指定を受けた。
- ・不正請求：虚偽の児童指導員の要件確認書類を提出し、また勤務予定のない者を虚偽の要件確認書類をもって児童指導員として届け出て、不正に障害児通所給付費の請求を行った。
- ・虚偽の答弁：特別監査時や事情聴取時において、児童指導員の実務経験証明書の入手経過について自法人で偽造したにもかかわらず、別法人が作成したものとして事実と異なる答弁を行った。

というもの。

○これらの事例はほんの一例であるが、どこの都市でも起こり得るものと考えている。対岸の火事とせず、今一度事業運営を見直し、処分を受けることのないよう気を付けること。

## 4 その他 ② <参考>指定基準、報酬告示一覧

### ○指定基準（市条例又は厚生労働省令）

事業種別	名称	※「3」における略称
指定障害福祉サービス事業者	【市条例】青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定サービス条例
指定障害者支援施設	【市条例】青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定施設条例
指定一般相談支援事業者	【厚生労働省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定一般相談省令
指定特定相談支援事業者	【厚生労働省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定計画相談省令
指定障害児相談支援事業者	【厚生労働省令】児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	指定障害児相談省令
指定障害児通所支援事業者	【市条例】青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	指定通所支援条例

### ○報酬告示(厚生労働省告示)

事業種別	名称
指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
指定一般相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定特定相談支援事業者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定障害児相談支援事業者	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
指定障害児通所支援事業者	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○遵守すべき「指定基準」及び「報酬告示」の一覧である。（P4関係）

## 4 その他 ③ <参考>事業別実施事業所数等(青森市)

	対象事業所	実施事業所		文書指導あり		報酬返還あり		
			実施率		指摘率		返還率	
訪問系	居宅介護	88	23	26.1	11	47.8	3	27.3
	重度訪問介護	88	23	26.1	11	47.8	3	27.3
	行動援護	5	0	0.0	0	-	0	-
	同行援護	10	4	40.0	2	50.0	0	0.0
日中活動系	療養介護	1	0	0.0	0	-	0	-
	生活介護	38	19	50.0	4	21.1	3	75.0
	短期入所	15	4	26.7	0	0.0	0	-
	自立訓練(機能訓練)	3	0	0.0	0	-	0	-
	自立訓練(生活訓練)	9	4	44.4	0	0.0	0	-
	就労移行支援	6	1	16.7	0	0.0	0	-
	就労継続支援(A型)	20	9	45.0	5	55.6	2	40.0
	就労継続支援(B型)	47	19	40.4	7	36.8	4	57.1
	就労定着支援	3	1	33.3	0	0.0	0	-
	居住系	施設入所支援	13	6	46.2	1	16.7	1
相談系	共同生活援助	31	7	22.6	1	14.3	0	0.0
	宿泊型自立訓練	3	2	66.7	0	0.0	0	-
	計画相談支援	35	20	57.1	9	45.0	3	33.3
障害児系	地域移行支援	18	9	50.0	3	33.3	0	0.0
	地域定着支援	18	9	50.0	3	33.3	0	0.0
	障害児相談支援	19	13	68.4	7	53.8	1	14.3
	児童発達支援	27	3	11.1	0	0.0	0	-
	医療型児童発達支援	1	1	100.0	0	0.0	0	-
	放課後等デイサービス	41	9	22.0	1	11.1	0	0.0
	保育所等訪問支援	7	1	14.3	0	0.0	0	-
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0.0	0	-	0	-	
計		547	187	34.2	65	34.8	20	30.8

31

○青森市において本年度実施した実地指導の結果状況である。(P5に掲載のデータの事業別内訳)。